

神戸地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 更正処分等取消請求事件
国側当事者・国（西宮税務署長）
平成20年7月29日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 所得税法64条2項（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）の規定の趣旨
- (2) 本件根抵当権が担保しているのは、根抵当権設定契約証書で明らかにされているとおり、飽くまで債権者A金庫と債務者B社との間の銀行取引による一切の債権及びA金庫が第三者から取得する手形上・小切手上的の債権であるというべきであって、C組合がA金庫から借り入れた本件債務が本件根抵当権によって担保されているということはできず、したがって、納税者のした本件弁済が、本件確認書に基づくC組合のA金庫に対する債務の第三者弁済であるとしても、物上保証人が被担保債務を弁済したものであるということはできないとされた事例
- (3) 本件根抵当権はA金庫の主観においても、納税者の主観においても本件債務を担保するためのものであり、本件のように、主債務そのものは根抵当権設定契約上の被担保債権の範囲には明記されていないものの、連帯保証債務がそれに含まれる結果、抵当権設定者にとって、当該主債務を弁済しなければ担保権を実行される危険に瀕しており、根抵当権者も抵当物件を引当てとして考慮しているケースにおいては、所得税法64条2項（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）の適用対象とされるべきである、また、連帯保証債権は主たる債権の存在を当然の前提としており、被担保債権の範囲が契約書上明示されたものに限定されるとの解釈に何らの根拠も存しない旨の納税者の主張が、契約書（本件根抵当権設定契約証書は一方当事者のみが作成したものであるが、契約書に準ずるものと考えることができる。）が作成されるのは、当事者間で合意した内容を明らかにして将来の紛争を予防し、あるいは紛争となった際に当事者の意思の内容を明らかにする資料として用いるためであるところ、このような契約書の性質にかんがみれば、契約書上明示されていないものが契約の対象に含まれることもあり得るが、それは、契約書の文言から当該契約に含まれていると合理的に解釈できるもの又は何らかの理由により意図的に契約書の記載からは除外されたもの等に限られるというべきであり、本件根抵当権の被担保債権に債務者をC組合とする債務が含まれるとすると、契約の一方当事者を異にする債務までもが本件根抵当権設定契約に含まれることになるが、契約の当事者という重要な要素について契約書に記載されていない当事者が含まれると解することは合理的ではなく、また、確かに、主債務と保証債務とは相応の関連性を有する債務ではあるが、両者は飽くまで別個の債務であるから、ある連帯保証債務が根抵当権の被担保債務とされているからといって、当該連帯保証債務に係る主債務までもが当然に当該根抵当権の被担保債務に含まれていると解することは相当ではないとして排斥された事例
- (4) 所得税法64条2項（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）所定の保証債務履行のための資産譲渡の範囲
- (5) 本件弁済が、B社のA金庫に対する連帯保証債務の弁済であったと解した場合、納税者が求償権を行使する相手はB社であるが、B社の平成16年3月期の貸借対照表における資産の部が51億3293万7903円、負債の部が44億6984万5883円、資本の部が6億6309万2020

円（資本金は４８００万円）であったところ、平成１７年３月期ないし平成１９年３月期のＢ社の当期利益等に照らせば、Ｂ社は、平成１９年３月期においても、少なくとも平成１６年３月期と同等の経営状態であったと認められること、納税者も当然そのことを認識していたと推認されること、納税者のＡ金庫に対する弁済額が１億８０３４万２６８７円であることなどからすれば、納税者のＢ社に対する求償権の行使が不可能になったとは認められないとされた事例

判 決 要 旨

- (1) 所得税法６４条２項（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）は、資産を譲渡したことにより所得が発生した場合であっても、当該所得が保証債務を履行するために資産を譲渡したことによって生じたものであり、保証債務の履行に伴う求償権の行使が不能となった場合に、租税政策上の観点から、例外的に当該所得をなかったものとみなして課税対象としないこととした措置である。
- (2)・(3) 省略
- (4) 物上保証人による被担保債務の弁済のための資産譲渡も所得税法６４条２項（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）所定の保証債務履行のための資産譲渡に該当すると解することができる（所得税基本通達６４－４(5)）。
- (5) 省略

判 決

原告	甲
原告訴訟代理人弁護士	平山 博史
同	林 裕悟
原告訴訟復代理人弁護士	都筑 康一
被告	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	西宮税務署長
	長谷部 博
被告指定代理人	山崎 英司
同	村上 幸隆
同	後藤 浩之
同	吉田 公香
同	服部 正行
同	木戸口 修通

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１ 請求

西宮税務署長が、原告に対し、平成１６年９月２１日付けでした平成１５年分所得税の

更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、西宮税務署長が、原告に対し、原告の訴外A金庫（以下「A金庫」という。）に対する弁済は所得税法64条2項が定める保証債務の履行には該当しないことを理由に所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたところ、原告が、上記弁済は所得税法64条2項が定める保証債務の履行に該当するとして、上記各処分の取消しを求める事案である。

1 争いのない事実

(1) 原告の建物所有

原告は、別紙物件目録記載1の建物（以下「本件建物1」という。）を昭和53年8月31日に新築し（ただし、原告の持分は2分の1）、同目録記載2の建物（以下「本件建物2」という。）を昭和63年8月31日に新築し（ただし、附属建物は平成元年3月31日新築）、所有していた（以下、これらの建物を併せて「本件建物等」という。）。

(2) 本件建物等の売却

原告は、平成15年5月23日、訴外B株式会社（以下「B」という。）に対し、本件建物等及びその敷地に設定されている借地権を合計2億6600万円で売却した。

(3) 原告の弁済

原告は、平成15年5月29日、A金庫に対し、1億8034万2687円を弁済した（以下「本件弁済」という。）。

(4) 所得税の確定申告

原告は、平成16年2月24日付けで、前記(2)の売却代金を収入とし、本件弁済を所得税法64条2項に基づき控除するものとして、総所得金額3282万9015円、分離長期譲渡所得金額0円（内訳・収入金額2億6600万円、必要経費1億0791万6437円、求償権行使不能額1億5808万3563円）、納付すべき税額△285万6103円として平成15年分の所得税の確定申告をした。

(5) 更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分

西宮税務署長は、平成16年9月21日付けで、原告の平成15年分の所得税の確定申告について、総所得金額3282万9015円、分離長期譲渡所得金額1億5700万3563円（内訳・収入金額2億6600万円、必要経費1億0799万6437円、求償権行使不能額0円）、納付すべき税額2854万4400円とする更正処分（以下「本件更正処分」という。）及びこれに対する過少申告加算税425万8500円の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件各処分」という。）をした。

(6) 異議申立て

原告は、平成16年9月30日付けで、本件各処分について、西宮税務署長に対して異議申立てをしたが、同税務署長は、同年12月22日付けで異議申立てを棄却した。

(7) 審査請求

原告は、平成17年1月11日付けで、本件各処分について、国税不服審判所長に対して審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成18年2月15日付けで審査請求を棄却した。

(8) 本件訴訟提起

原告は、平成18年8月12日、本件訴えを提起した。

2 本件各処分時の所得税法の定め

保証債務を履行するため資産（所得税法（以下「法」という。）33条2項1号（譲渡所得に含まれない所得）の規定に該当するものを除く。）の譲渡（同条1項に規定する政令で定める行為を含む。）があった場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、その行使することができないこととなった金額（不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を除く。）を、その資産の譲渡による収入金額のうち「回収することができないこととなった部分の金額」とみなして、譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなす（法64条2項）。

3 争点

本件の争点は本件各処分の適法性であり、具体的には、①物上保証人が被担保債務を弁済したといえるか（争点1）、②求償権の行使が不可能となったといえるか（争点2）である。

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1について

（原告の主張）

ア 所得税基本通達64-4は「法第64条第2項に規定する保証債務の履行があった場合とは、民法446条《保証人の責任等》に規定する保証人の債務又は第454条《連帯保証の場合の特則》に規定する連帯保証人の債務の履行があった場合のほか、次に掲げる場合も、その債務の履行等に伴う求償権を生ずることとなる場合は、これに該当するものとする。」とした上で、同通達(5)において「他人の債務を担保するために質権若しくは抵当権を設定した者がその債務を弁済し又は質権若しくは抵当権を実行された場合」と定めている。

イ 原告は、本件建物等について、平成2年から平成3年にかけて、A金庫を権利者、極度額を7億円及び1億円とし、根抵当権設定契約証書上、被担保債権の範囲を①銀行取引による一切の債権、②A金庫が第三者から取得する手形上、小切手上的の債権、債務者をB、確定期日を定めないとする2つの根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）を設定している。本件根抵当権の被担保債権の範囲には、B以外の第三者がBの保証の下にA金庫から金員を借り入れた際の保証債務が含まれることはもちろん、上記根抵当権設定契約証書には明記されていなかったとしても、訴外C組合（以下「C組合」という。）のA金庫に対する借入金債務も含まれることが明らかである。なぜなら、A金庫がB及び原告との間で上記根抵当権設定契約書を取り交わしたのは、極めて近い将来、C組合に対して協調融資を実施することが確実に見込まれており、これを担保することを唯一の目的としていたからである。C組合は、平成9年5月27日、A金庫から13億9000万円を借り入れ（以下「本

件債務」という。)、Bは、同日、本件債務を連帯保証した。本件根抵当権は、債権者であるA金庫の主観においても、設定者である原告の主観においても、本件債務を担保するものだったのであり、客観的にみても、C組合のA金庫に対する返済が滞れば直ちに担保権実行競売がなされる関係にあったのであって、本件根抵当権が本件債務を担保していたことが明らかである。

A金庫は、C組合の経営状態悪化に伴う調停事件において、本件建物等を売却し、その代金をA金庫への弁済に充てるべきことを繰り返し要求し、それがなされない限り本件根抵当権を実行することをほのめかしており、調停条項においても、調停条項に記載された金員が全額支払われてはじめて本件根抵当権を抹消すると記載されている。A金庫がその主観面において、本件根抵当権が本件債務を担保していると明確に認識すると同時に、客観的にも本件債務が本件建物等を引当てにしていたものであることが裏付けられている。

ウ 法64条2項が保証債務を履行するための資産譲渡において求償権が回収不能となった場合の特例を定めた趣旨は、保証人がたとえ保証債務の履行をすることになったとしても、主たる債務者に対する求償権の行使により最終的負担を免れることができるとの予期の下に保証契約を締結したにもかかわらず、一方では保証債務の履行を余儀なくされたために資産を譲渡し、他方では、予期に反して求償権を行使することができなくなったというような事態に立ち至った場合に、その資産の譲渡に係る所得に対する課税を当該求償権が行使できなくなった限度で差し控えようというものである。ある担保権が「他人の債務を担保するため」に設定されたか否かを判断するにあたっては、当該担保権の設定契約書上の文言を形式的に当てはめるのではなく、保証契約に基づく保証債務の履行の場合と同視できるような場合であるか否かとの視点から実質的に判断されるべきである。本件のように、主債務そのものは根抵当権設定契約上の被担保債務の範囲には明記されていないものの、連帯保証債務がそれに含まれる結果、抵当権設定者にとって、当該主債務を弁済しなければ担保権を実行され自らの資産を強制的に処分される危険に瀕しており、他方で根抵当権者にとっては、主債務者への融資実行当時から当該抵当物件を引当てとして考慮しているケースにおいては、まさに「他人の債務を担保するため」の抵当権であることが明らかであって、法64条2項の適用の対象とされるべきである。

エ 被告は、本件根抵当権の被担保債権の範囲を、Bに対する連帯保証債権に限定されると主張する。しかしながら、連帯保証債権は、主たる債権の存在を当然の前提としており、連帯保証債権単独では存在し得ないものである。被担保債権の範囲が契約書上明示されたものに限定されるとの解釈に何らの根拠も存しない。被担保債権とは、当該抵当権により現実には担保されている債権のことであり、抵当権が設定された結果、不動産が競売されるかもしれないとの強制力の下、抵当権設定者が弁済することを強いられる債権を意味することが明らかである。本件では、根抵当権設定契約書の文言上は、A金庫のBに対する債権のみが被担保債権となるかのような外観となっているが、これにBの連帯保証債務（以下「本件連帯保証債務」という。）が含まれることから、原告は、本件連帯保証債務のみならず、本件債務の弁済をも強いられる状況にあるのであり、本件債務も被担保債権に含まれることが明

らかである。

(被告の主張)

ア 法64条2項は、保証債務の履行に伴う求償権の行使ができない場合の譲渡所得の課税の特例を規定し、所得税基本通達64-4により「他人の債務を担保するため質権若しくは抵当権を設定した者がその債務を弁済し又は質権若しくは抵当権を実行された場合」にも、保証債務の履行の場合と同様の事情があるものと認められることから、そのような場合にも保証債務の履行があった場合に該当するものとして取り扱われている。

本件では、本件根抵当権により担保されるのは、飽くまでBとA金庫との間の銀行取引による一切の債権等であるから、本件債務が本件根抵当権によって担保されていると評価する余地はない。したがって、本件弁済は本件根抵当権の被担保債権の弁済とはいえない。

イ 原告が主張するとおり、本件債務を本件根抵当権が担保しているとすれば、本件建物等の登記を信頼して原告と取引に入る第三者は、本件建物等がBのA金庫に対する債務のみを担保していることを前提としていたのに、登記上全く現れていないC組合の債務をも担保しているという不測の事態に伴う負担を負わされることになってしまい、かかる結論が取引の安全を著しく害することは明らかであって、原告主張のような解釈を取り得ないことは明らかである。

(2) 争点2について

(原告の主張)

ア 法64条2項にいう「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」とは、主たる債務者について、所在不明、破産又は民事再生の手続開始、事業の閉鎖、債務超過の状態が相当長期間継続して事業が衰微し再建の見通しが立たないこと、その他これらに準ずる事情が生じたことにより求償権を行使しても目的を達する見込みがないことが確実となった場合とされている。原告が求償権を取得した債権の主債務者であるC組合は、平成15年当時、既に債務超過状態が相当期間にわたって継続しており、事業が衰微していた結果、特定調停による債務の整理を申し立てざるを得ない状況にあったから、法64条2項にいう「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」に該当することが明らかである。

イ 原告は、A金庫、B、訴外乙（以下「乙」という。）及び原告の間で交わされた平成15年4月28日付けの確認書（以下「本件確認書」という。）によるA金庫との合意に基づき、A金庫に対するC組合の本件債務を弁済（本件弁済）したのであって、Bの連帯保証債務を弁済したのではない。原告が求償権を取得した相手はC組合であり、Bではない。Bの連帯保証債務が消滅するのは、主債務が消滅したことに伴う附従性によるものであって、弁済そのものの効果ではない。「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」にあたるか否かは、求償権の相手方である主たる債務者について判断されるべきであって、決して連帯保証人ではない。

ウ 本件根抵当権はA金庫のC組合に対する債務を担保するために設定されたもの

であって、原告がこれを弁済した結果、C組合に対して弁済額と同額の求償権を取得した。一般に物上保証人は、自ら債務を負担せず、責任を負っているに留まることから、物上保証人による任意の弁済は、法的には民法474条1項に基づく利害関係ある第三者としての主債務の弁済にあたると解されている。原告は、C組合を主債務者とする物上保証人として、A金庫の書面による了解のもと、本件債務の弁済として本件弁済をしたものであって、本件確認書はこれを当事者間で確認したものにすぎず、何らの不正な目的も作為も介在していない。

エ 原告のC組合に対する求償権は、C組合の破綻によりその全部を行使することができなくなったのであるから、「求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったとき」に該当することが明らかである。

(被告の主張)

ア 本件弁済が本件根抵当権の被担保債務の弁済であるならば、その弁済は、本件確認書の作為的な記載にかかわらず、本件債務の弁済ではなく本件連帯保証債務の弁済というべきであるから、主たる債務者はBとなる。求償権の行使が不可能であることの立証責任は原告にあるところ、原告はC組合に対する求償権行使が不可能であることを主張するのみであって、Bに対する求償権行使が不可能であることに関し何ら主張しないから、主張自体失当である。

イ Bについて原告の求償権行使が可能であるか否かを検討しても、Bの平成14年3月期ないし平成16年3月期の資産、負債及び経常利益等の状況からすれば、その支払能力が十分であったことは明らかであるから、原告の求償権行使は可能である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 前記前提事実(第2、1)のほか、証拠(甲3、4、6、乙1の1ないし3、2の1・2、3の1・2、4の1ないし4、5の1ないし4、6、7の1・2、8、10の1ないし4、16の2)及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

ア 原告及びBは、本件建物1について、それぞれ持分2分の1ずつ所有しており、また、原告は、本件建物2を所有していた。

イ 原告及びBは、平成2年9月28日、本件建物等及びB所有に係る土地5筆を共同担保として、極度額7億円の根抵当権設定契約を締結し、その根抵当権設定登記をした。上記根抵当権設定契約に当たり原告及びBがA金庫に差し入れた根抵当権設定契約証書には、債務者として「B」、被担保債権の範囲として「銀行取引によるいっさいの債権。貴金庫が第三者から取得する手形上、小切手上の債権。」との記載があり、登記記録上の「債権の範囲」は「銀行取引 手形債権 小切手債権」、「債務者」は「B」である。

ウ 原告及びBは、平成3年6月20日、本件建物等及びB所有に係る土地5筆を共同担保として、極度額1億円の根抵当権設定契約を締結し、その根抵当権設定登記をした。上記根抵当権設定契約に当たり原告及びBがA金庫に差し入れた根抵当権設定契約証書に記載された「債務者」及び「被担保債権の範囲」並びに登記記録上の「債権の範囲」及び「債務者」は、上記イと同一である。

エ 前記イ及びウの各根抵当権設定当時、原告はBの代表取締役社長であった。

オ A金庫は、原告及びBの了解を得て、平成2年9月28日ころ前記イの根抵当権を、平成3年6月20日ころ前記ウの根抵当権を、それぞれ訴外D株式会社（後にD株式会社に商号変更以下「D」という。）に譲渡する旨の根抵当権譲渡契約証書を作成した。

ただし、いずれの根抵当権譲渡についても、登記はなされていない。

カ Bは、Dから、以下のとおり、合計8億円を借り入れた（以下、併せて「別件債務」という。）。

（ア） 日 付：平成2年9月28日

金 額：4億円

弁済方法：平成4年9月30日一括弁済

利 息：年9.5パーセント

保 証 人：原告

（イ） 日 付：平成2年12月20日

金 額：1億1000万円

弁済方法：平成4年9月30日一括弁済

利 息：年9.1パーセント

保 証 人：原告

（ウ） 日 付：平成3年3月27日

金 額：1億9000万円

弁済方法：平成4年9月30日一括弁済

利 息：年8.5パーセント

保 証 人：原告

（エ） 日 付：平成3年6月27日

金 額：1億円

弁済方法：平成4年9月30日一括弁済

利 息：年8.7パーセント

保 証 人：原告

キ 平成7年6月、原告はBの代表取締役会長となり、替わって乙が同社の代表取締役社長となった。B及び乙は、平成9年5月27日、Dに対し、別件債務について、原告に代わり乙が連帯保証人となる旨の書面を提出した。

ク C組合は、平成9年5月27日、A金庫から13億9000万円を借り入れ（本件債務）、B及び乙は、同日、本件債務を連帯保証した。なお、C組合は、Eにおいて、物流センターを運営することを目的として昭和61年に設立された協同組合であり、平成2年当時の組合員は原告を含む13社であった。

ケ B、A金庫、D及び乙は、平成15年3月3日、大阪簡易裁判所において、別件債務につき、以下のとおり、調停を成立させた。

（ア） B及び乙は、Dに対し、別件債務を連帯して負担していることを確認する。

（イ） B及び乙は、A金庫に対し、本件債務につき連帯保証債務を負担していることを確認する。

(ウ) B及び乙は、連帯して、Dに対し、平成15年3月末日限り2000万円、同年5月末日限り2億1199万円を支払う。

(エ) B及び乙は、連帯して、A金庫に対し、平成15年5月末日限り1億8034万2687円を支払う。

(オ) Dは、B及び乙が前記(ウ)、(エ)の債務を約定どおり完済したときは、別件債務の残額を免除する。

(カ) A金庫は、B及び乙が前記(ウ)、(エ)の債務を約定どおり完済したときは、本件債務の残額についての連帯保証債務を免除する。

(キ) B及び乙は、本件債務の連帯保証債務を履行した場合も、A金庫の書面による同意がなければ、主たる債務者に対する求償権及び代位によりA金庫から取得する権利を行使しない。

コ A金庫、B、乙及び原告は、平成15年4月28日、「原告がC組合に代位して、A金庫に1億8034万2687円を弁済する。原告が上記弁済をしたときは、A金庫は、前記ケ、(エ)の支払があったものとみなし、B及び乙に対し、本件債務の残額についての連帯保証債務を免除する。原告は代位弁済を履行した後も、A金庫の同意がなければ、C組合に対する求償権及び代位によりA金庫から取得する権利を行使しない。」ことなどが記載された本件確認書を作成した。

サ 原告は、A金庫に対し、平成15年5月29日、本件弁済をした。

(2) 法64条2項は、資産を譲渡したことにより所得が発生した場合であっても、当該所得が保証債務を履行するために資産を譲渡したことによって生じたものであり、保証債務の履行に伴う求償権の行使が不能となった場合に、租税政策上の観点から、例外的に当該所得をなかったものとみなして課税対象としないこととした措置であるから、同項の要件に該当するか否かは厳格に判断すべきである。

【判示(1)】

そして、前記認定事実によれば、本件根抵当権が担保しているのは、根抵当権設定契約証書で明らかにされているとおり、飽くまで債権者A金庫と債務者Bとの間の銀行取引による一切の債権及びA金庫が第三者から取得する手形上・小切手上的の債権であるというべきであって、C組合がA金庫から借り入れた本件債務が本件根抵当権によって担保されているということとはできない。

【判示(2)】

したがって、原告のした本件弁済が、本件確認書に基づくC組合のA金庫に対する債務の第三者弁済であるとしても、物上保証人が被担保債務を弁済したものであるということとはできない。

(3) 原告は、本件根抵当権はA金庫の主観においても、原告の主観においても本件債務を担保するためのものだった、本件のように、主債務そのものは根抵当権設定契約上の被担保債権の範囲には明記されていないものの、連帯保証債務がそれに含まれる結果、抵当権設定者にとって、当該主債務を弁済しなければ担保権を実行される危険に瀕しており、根抵当権者も抵当物件を引当てとして考慮しているケースにおいては、法64条2項の適用対象とされるべきである、連帯保証債権は主たる債権の存在を当然の前提としており、被担保債権の範囲が契約書上明示されたものに限定されるとの解釈に何らの根拠も存しない旨主張する。

【判示(3)】

しかしながら、契約書（前記根抵当権設定契約証書は一方当事者のみが作成したも

のであるが、契約書に準ずるものと考えることができる。) が作成されるのは、当事者間で合意した内容を明らかにして将来の紛争を予防し、あるいは紛争となった際に当事者の意思の内容を明らかにする資料として用いるためであるところ、このような契約書の性質にかんがみれば、契約書上明示されていないものが契約の対象に含まれることもあり得るが、それは、契約書の文言から当該契約に含まれていると合理的に解釈できるもの又は何らかの理由により意図的に契約書の記載からは除外されたもの等に限られるというべきである。本件根抵当権の被担保債権に債務者をC組合とする債務が含まれるとすると、契約の一方当事者を異にする債務までもが本件根抵当権設定契約に含まれることになるが、契約の当事者という重要な要素について契約書に記載されていない当事者が含まれると解することは合理的ではない。確かに、主債務と保証債務とは相応の関連性を有する債務ではあるが、両者は飽くまで別個の債務であるから、ある連帯保証債務が根抵当権の被担保債務とされているからといって、当該連帯保証債務に係る主債務までもが当然に当該根抵当権の被担保債務に含まれていると解することは相当ではなく、このことは、原告らが作成した確認書及び調停条項等を踏まえても左右されない。また、前記根抵当権設定契約証書に原告の主張する被担保債権を記載すること又は本件債務が発生した時点で本件債務を被担保債務に追加することにつき、何らかの障害があったこと又はこれをあえてしない何らかの理由があったことを窺わせる証拠もない。原告は連帯保証債務が被担保債務に含まれる結果、抵当権設定者にとって主債務を弁済しなければ担保権を実行される危険に瀕する旨主張するが、主債務が被担保債務に含まれないのであれば、原告のいう担保権を実行される危険はなく、本件において、原告が、C組合の主債務の弁済を強いられる状況など発生していない。原告が本件根抵当権の実行を阻止するには、本件債務についてのBの連帯保証債務の弁済をすれば済むことであり（したがって、本件確認書により原告がC組合の債務の弁済を約したのは必然とはいえない。）、それは正しく本件根抵当権の被担保債務の弁済となる。また、原告は、根抵当権者も抵当物件を引当てとして考慮しているケースにおいては、などとも主張するが、主債務についての根抵当権又は連帯保証債務についての根抵当権のいずれであろうと、債権者からすればどちらも債権の引当てであり、一方を取得すれば十分で常に双方を必要とするものではない。原告は、さらにA金庫とC組合及びBをめぐる取引の経緯等についても主張するが、これらの点も上記判断に消長を来すものではない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

2 争点2について

- (1) 原告が、飽くまで本件弁済はC組合のA金庫に対する主債務の弁済であるとのみ主張するのであれば、前記1のとおり、その事実は認められず、物上保証人が被担保債務を弁済したものであるということはできないから、その余の点につき検討するまでもなく本件において法64条2項を適用する余地はない。しかしながら、主債務と保証債務の関連性を踏まえた上で原告の主張を善解すれば、本件弁済はBのA金庫に対する本件債務に係る連帯保証債務の弁済であるとの予備的主張も包含していると解することもできないわけではなく、物上保証人による被担保債務の弁済のための資産譲渡も法64条2項所定の保証債務履行のための資産譲渡に該当すると解することがで

【判示(4)】

きるから（所得税基本通達64-4(5)）、更に進んで争点2についても検討する。

- (2) 前記認定事実（第3、1、(1)）のほか、証拠（甲2、乙14、15、16の1・2）及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

ア Bは資本金4800万円の株式会社であり、平成12年3月期ないし平成19年3月期の業績は以下のとおりである。

(ア) 平成12年3月期

当期利益：約5521万2000円

配 当：1株当たり7.5円

(イ) 平成13年3月期

当期利益：約4820万円

配 当：1株当たり7.5円

(ウ) 平成14年3月期

当期利益：784万4931円

配 当：1株当たり7.5円

剰 余 金：5億9663万4557円

(エ) 平成15年3月期

当期利益：1499万9740円

配 当：1株当たり7.5円

剰 余 金：6億0443万4297円

(オ) 平成16年3月期

当期利益：1525万7723円

配 当：1株当たり7.5円

剰 余 金：6億0309万2020円

(カ) 平成17年3月期

当期利益：約767万2000円

配 当：1株当たり7円

(キ) 平成18年3月期

当期利益：約1220万5000円

配 当：1株当たり7円

(ク) 平成19年3月期

当期利益：約2346万円

配 当：1株当たり7円

イ 平成16年3月期におけるBの筆頭株主は原告であり、その保有する株式数は、発行済み株式数の約3分の1であった。また、原告は、平成19年3月期においても平成16年3月期と同数の株式を保有しており、Bの筆頭株主であった。

- (3) 前記(1)のとおり、本件弁済がBのA金庫に対する連帯保証債務の弁済であったと解した場合、原告が求償権を行使する相手はBである。そして、Bの平成16年3月期の貸借対照表における資産の部が51億3293万7903円、負債の部が44億6984万5883円、資本の部が6億6309万2020円（資本金は4800万円）であったところ（甲2）、平成17年3月期ないし平成19年3月期のBの当期

【判示(5)】

利益等に照らせば、Bは、平成19年3月期においても、少なくとも平成16年3月期と同等の経営状態であったと認められること、原告も当然そのことを認識していたと推認されること、原告のA金庫に対する弁済額が1億8034万2687円であることなどからすれば、原告のBに対する求償権の行使が不可能になったとは認められない。

3 本件各処分の適法性

関係法令及び弁論の全趣旨によれば、平成15年分における原告の総所得金額、分離長期譲渡所得金額（収入金額、必要経費、求償権行使不能額）、納付すべき税額、過少申告加算税額は、別表の「原処分」欄記載のとおりであると認められるから、本件各処分はいずれも適法である。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 佐藤 明

裁判官 島戸 真

裁判官 佐々木 隆憲

1

所 在 大東市

家屋番号

種 類 倉庫

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 2306.88平方メートル

2

所 在 大東市

家屋番号

種 類 倉庫

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 1637.17平方メートル

附属建物

符 号 1

種 類 工場・倉庫・事務所

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 1282.00平方メートル

2階 604.10平方メートル

符 号 2

種 類 ポンプ室

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 5.94平方メートル

符 号 3

種 類 便所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 6.86平方メートル

別表

課税の経緯及びその内容

(単位：円)

区分		確定申告	原処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
年月日		平成16年 2月24日	平成16年 9月21日	平成16年 9月30日	平成16年 12月22日	平成17年 1月11日	平成18年 2月15日
総所得金額		32,829,015	32,829,015	32,829,015	32,829,015	32,829,015	32,829,015
分離長期譲 渡所得金額		0	157,003,563	0	157,003,563	0	157,003,563
内 訳	収入金額	266,000,000	266,000,000	266,000,000	266,000,000	266,000,000	266,000,000
	必要経費	107,916,437	107,996,437	107,996,437	107,996,437	107,996,437	107,996,437
	求償権行 使不能額	158,083,563	0	158,003,563	0	158,003,563	0
納付すべき税額		△2,856,103	28,544,400	△2,856,103	28,544,400	△2,856,103	28,544,400
過少申告加算税		0	4,258,500	0	4,258,500	0	4,258,500